

政策評価書の留意事項

1. 達成度合いの判定

1. 測定指標単位の目標の達成度合いの判定

	達成度合いを定量的に判定する場合		達成度合いを定性的に判定する場合	
	ランク	判定基準	ランク	判定基準
達成度合い	A'	目標値に対する達成度合いが150%を超える		
	A	目標値に対する達成度合いが90%以上150%以下	A（おおむね有効）	個別の目標ごとに設定
	B	目標値に対する達成度合いが50%以上90%未満	B（有効性の向上が必要である）	個別の目標ごとに設定
	C	目標値に対する達成度合いが50%未満	C（有効性に問題がある）	個別の目標ごとに設定

- ： 要因分析を行った指標 ① 達成度合いが「C」又は「C（有効性に問題がある）」となった指標
 ② 達成度合いが「B」又は「B（有効性の向上が必要である）」であって、前年度の実績値を下回った指標
 ③ 達成度合いが「A」となった指標

2. 政策分野単位の目標の達成度合いの判定

- ① 全ての測定指標を「主要な指標」とする。
 ② 5段階区分による政策分野ごとの目標に対する達成度合いの判定については、以下に示す手順1及び手順2を踏まえて行うものとする。

新たなガイドライン上の5段階区分		判定方法	
区 分	内 容	手順1	手順2
①目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの	全ての指標が「A'」or「A」	主要な指標のうち「A'」が半数以上
②目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの		主要な指標のうち「A'」が半数未満
③相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの	「B」又は「C」の測定指標を含む	主要な指標のうち「A'」、「A」及び「B（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が半数以上、かつ、主要な指標のうち「C」が4分の1以下
④進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの		③及び⑤のいずれにも該当しない場合
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの		主要な指標のうち「C」が半数以上、かつ、主要な指標のうち「A'」、「A」及び「B（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が4分の1以下

2. 測定指標及び達成度合いの計算方法の分類及び表記方法について

1. 測定指標の分類及び表記

分類	内 容	種類	表記
ストック指標	ある時点に存在する量を測定する指標 (例) 人口、農業法人数など	増加型	S↑
		減少型	S↓
		維持型	S＝
フロー指標	一定期間に発生する量を測定する指標 (毎年度ゼロからカウント) (例) 新規就業者数、輸出額など	増加型	F↑
		減少型	F↓
		維持型	F＝
その他	上記以外の指標	－	O

2. 達成度合いの計算方法の分類及び表記

分類	内 容	表記
差分比較法	期首の基準値からどれだけ目標値に近づくことができたかを明らかにするため、目標値及び実績値から基準値を差し引いた値との差を比較する方法（政策評価基本計画に示している計算方法） 【計算式例】 達成度合い(%)＝(当該年度実績値-基準値) / (当該年度目標値-基準値) ×100	差
直接比較法	当該年度の目標値と実績値を直接比較する方法 【計算式例】 達成度合い(%)＝当該年度実績値/当該年度目標値×100	直
その他	上記以外の計算方法	他